

11月は「ちば国保月間」です



ちばこくほマスコットキャラクター「ちーこちゃん」

国民健康保険制度とは

病気やけがをしたときに、医療費の心配をせずに治療が受けられるよう、みんなでお金(保険料)を出し合うのが医療保険制度です。全ての国民が、いずれかの医療保険に加入しなければなりません。これを「国民皆保険制度」といいます。

国民健康保険も医療保険の一つであり、社会保険などに加入している方以外の全ての方は、国民健康保険に加入することになります。国民健康保険では、特定健診などの保健事業や年々増加する医療費の支払いなどを行っており、国民健康保険税はこれらの費用の財源となっています。納期限を守り、きちんと納めましょう。

特別な事情もなく国民健康保険税を滞納すると

・督促を受けたり、延滞金
が加算されたりします。

・有効期間の短い被保険者証が交付されません。

・納期限から1年を過ぎても未納のままの場合は、被保険者証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付されます。この場合、医療費はいったん全額自己負担となります。

どうしても納付が困難な場合は

やむを得ない事情で納付が困難な場合は、税務課で納付相談を行っています。未納のままにせず、お早めにご相談ください。

非自発的失業者の国民健康保険税の軽減

倒産・解雇・雇止めによる離職などの非自発的な理由で失業し、ハローワークで雇用保険の受給手続きをした65歳未満の方は、申請により国民健康保険税が軽減される場合があります。

▼申請に必要なもの▲

- ・ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

医療費の一部負担金の減免・徴収猶予制度

災害などの特別な事情で生活が一時的に苦しくなり、医療費の一部負担金(自己負担分)の支払いが困難な場合は、申請により減額・免除、または一定期間の支払いが猶予される場合があります。

- 次のいずれかに該当し、収入月額・預貯金額が一定の基準額以下の世帯が対象です。減免などを受けようとする場合には、事前の申請が必要ですので、住民課へお問い合わせください。
- ①災害(震災・風水害・火災など)により死亡または障害者となった場合
 - ②災害により資産に重大な損害を受けた場合

③干ばつ、冷害、凍霜害などによる農作物の不作などにより収入が著しく減少した場合

④事業・業務の休廃止や失業などにより、収入が著しく減少した場合

社会保険などの職場の健康保険に加入された方へ

社会保険などの職場の健康保険に加入した場合は、住民課で国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。手続きがお済みでない、健康保険料(税)を二重に支払うこととなります。また、社会保険などに加入した後は、国民健康保険の被保険者証は使用できません。使用した場合は、保険分の金額を町へ返還していただきます。

▼申請に必要なもの▲

- ・社会保険などの職場の健康保険の被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

申請

(国民健康保険制度のこと)

住民課国保年金班

☎(84) 12114

(国民健康保険税のこと)

税務課収納対策班

☎(84) 12112

11月は

「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して「国民一人一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

「ねんきんネット」を利用すると、ご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額をご自身の年金記録を基に試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。合わせて、年金事務所へお問い合わせください。

問 千葉年金事務所

☎043(242)6320

佐原年金事務所

☎0478(54)1442